

発行
尼崎市資産統括局
税務管理部税務管理課
尼崎市東七松町 1-23-1
Tel 06-6489-6243

固定資産税・都市計画税について



土地や家屋の固定資産税・都市計画税の評価額は、3年ごとに見直し（評価替え）を行うように定められています。平成27年度は評価替えの年度であるため、納税通知書の発送日及び第1期の納期が下記のとおり変更となります。なお、第2期以降の納期については、変更はありません。

土地・家屋の評価額などが縦覧できます。

固定資産税（土地・家屋）の納税者は、土地や家屋の評価額などをそれぞれ記載する土地価格等縦覧帳簿・家屋価格等縦覧帳簿を縦覧することによって、自分の土地や家屋の評価額と他の土地や家屋の評価額を比較することができます。

必要なもの お持ちの納税通知書又は固定資産課税台帳登録明細書、運転免許証など本人確認ができるもの、委任状(代理人の場合)

お問い合わせは資産税課まで TEL 06-6489-6264から6266

[illegible]

固定資産税のQ&A

Q 1 店舗として使用していた家屋を住宅用に改修した場合、届出は必要ですか？

A 1 この場合、住宅用地として認定できるので、住宅用地申告書を提出する必要があります。土地及び家屋の利用状況に変更があった場合、翌年1月31日までに資産税課に申告が必要です。

Q 2 Aさんが昨年12月に土地・家屋をBさんに売却し、今年2月に移転登記を済ませた場合、今年度から税金を納めるのはBさんですか？

A 2 いいえ、Aさんです。土地・家屋に対する課税は、地方税法の規定により1月1日現在、登記簿に所有者として登記されている人をもって、納税義務者とする事になっています。したがって、今年度の納税義務者はAさんになります。

Q 3 床の段差をなくしたり、お風呂や階段・廊下に手すりを付けるような改修も届出は必要ですか？

A 3 床の段差をなくしたり、手すりやスロープをつけるような改修をバリアフリー改修といい、一定の要件を満たせば工事完了の翌年度分に限り、固定資産税の減額措置が受けられます。そのためには資産税課まで申告が必要です。申告期限は改修工事が完了した日から3か月以内ですのでご注意ください。

また、バリアフリー改修のほか、住宅耐震改修や省エネ改修の工事も固定資産税の減額措置の対象となる場合があります。詳しくは尼崎市ホームページをご覧ください。

Q 4 平成22年9月に木造2階建て住宅を新築しました。平成26年度分から家屋の税額が急に上がっているのは、なぜでしょうか？

A 4 一定の要件を満たす新築住宅については、新たに固定資産税が課税されることとなった年度から3年度分に限り、税額が2分の1に減額されます。この減額適用期間が終了すると、本来の税額が課税されることとなります。

なお、3階建以上の中高層耐火住宅等（分譲マンションなど）については、一定の要件を満たせば、5年分の税額の減額措置を受けられます。

Q 5 尼崎市内に土地と家屋を所有していますが、仕事の関係で国外に転出することになりました。何か届出が必要ですか？

A 5 土地や家屋の所有者（納税義務者）が国外に転出される場合は、納税管理人（国内に居住される方で、納税通知書の受け取りや納税を納税義務者に代わって行う方）を定めて、その旨を納税管理人申告書により申告していただく必要があります。

また、納税管理人を変更する場合や、納税義務者が帰国して納税管理人を廃止する（納税義務者へ送付先を戻す）場合も申告していただく必要があります。

申告書につきましては、尼崎市ホームページよりダウンロードしていただくか、資産税課までお問い合わせください。

お問い合わせは資産税課まで TEL 06-6489-6264から6266

個人市民税・県民税の申告はお早めに

受付窓口は大変混雑しますので、申告書の提出は郵送でお願いします。持参する場合はあらかじめ記入してください。

駐車場のない申告・相談会場もあります。できるだけ公共交通機関をご利用ください。

受付期間 平成27年2月16日（月）から平成27年3月16日（月）（平日のみ）

提出が必要な人

平成27年1月1日現在、住所が市内にある人（住所は市外でも、事務所や事業所、家屋敷を市内に持っている人を含む。）は、平成27年度市民税・県民税申告書の提出が必要です。

ただし、次の①～③のいずれかに当てはまる人は提出不要です。

- ① 税務署に平成26年分所得税及び復興特別所得税（以下、「所得税等」）の確定申告書を提出する人
- ② 平成26年中の合計所得金額が基礎控除額（33万円）以下の人
- ③ 平成26年中の所得が給与のみで、支払者（会社など）から市役所へ平成27年度の支払報告書が提出される人

【注1】所得税等の還付を受ける人や、損失を繰り越す人は、税務署に確定申告書を提出してください。

【注2】所得税等の確定申告書を提出された場合、市民税・県民税の申告書の提出を省略することができますが、市民税・県民税の申告をもって、所得税等の確定申告書の提出を省略することはできませんので、ご注意ください。

【注3】③に該当する人のうち、医療費控除などを受ける場合は市役所または、税務署に申告書を提出して下さい。

提出書類

- ・平成27年度市民税・県民税申告書
- ・平成26年中の所得の明細書（源泉徴収票、給与明細・収支（所得）内訳書など）
- ・平成26年中に支払った医療費の領収書、生命保険料・地震保険料や国民年金保険料の控除証明書など支払金額が分かる書類（コピー可）



提出方法

昨年度実績などから、提出が必要と考えられる人のご自宅へは、2月中旬までに申告書を郵送いたします。必要事項をご記入のうえ、必要書類を添えて、同封の返信用封筒に切手を貼ってご返送願います。

同封の記載例を見ても記載方法がわからない場合は、お電話でお問い合わせいただくか、受付会場を次のとおり設けておりますので、可能な範囲で申告書を記入していただき、直接会場へお越しください。

会 場	日程（午前9時から午後5時半まで）
市役所南館2階ロビー	2月16日（月）～3月16日（月） （平日のみ）
立花支所3階会議室	2月18日（水）
園田東会館2階会議室	2月19日（木）
武庫支所3階ホール	2月25日（水）
園田支所3階ホール	3月3日（火）・4日（水）
小田支所3階ホール	3月5日（木）・6日（金）
大庄支所2階ホール	3月10日（火）

お問い合わせ先
→市民税課
（市役所南館2階①番窓口）
06-6489-6246

軽自動車税のお知らせ

軽自動車税は、毎年4月1日現在にバイクや軽自動車・小型特殊自動車を所有している方に課税されます。
平成26年度中に、他人に譲ったり、盗難にあったりされた方は、平成27年3月31日までに届出をして下さい。
届出がない場合、平成27年度の課税がされますのでご注意ください。



次のような場合には、
届出が必要です。

- 1 他人に譲るとき
- 2 盗難にあったとき
- 3 使用不能で処分するとき
- 4 住所が変わったとき

＜車種ごとの届出先＞

原動機付自転車（125cc以下のバイク） 小型特殊自動車 ミニカー	尼崎市役所 税務管理課 TEL06-6489-6288
3輪以上の軽自動車	軽自動車検査協会兵庫事務所 TEL050-3816-1847
2輪の軽自動車 （125cc超 250cc以下のバイク） 2輪の小型自動車 （250cc超のバイク）	神戸運輸監理部兵庫陸運部 TEL050-5540-2066

お問い合わせは税務管理課まで Tel06-6489-6288

納税は口座振替が便利です！

市役所の窓口で、金融機関のキャッシュカードを端末機に通し、暗証番号を入力するだけで
手続きが完了する「ペイジー口座振替受付サービス」をぜひご利用ください。

口座届出印の押印が不要で、お申込みから口座振替開始までが大幅に短縮できます。

・対象税目：市県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税

・受付場所：尼崎市役所南館2階納税課

市内各サービスセンター（阪神尼崎、JR尼崎、阪急塚口）

・対象金融機関：三井住友銀行、三菱東京UFJ銀行、りそな銀行、みずほ銀行、
池田泉州銀行、みなと銀行、尼崎信用金庫、
北おおさか信用金庫、ゆうちょ銀行

※上記金融機関でも、カードの種類や口座の種類により、ご利用できない場合があります。

（例：生体認証カード、法人カード、代理人カード、貯蓄預金口座等）

口座振替の手続きは、随時受付けています！

お問い合わせは納税課まで 06-6489-6285

★延滞金等の利率の変更★

地方税法の規定に基づき、平成27年1月1日以降の地方税に係る延滞金・還付加算金の率を変更しました。

延滞金：年9.2%⇒年9.1%（納期限後1ヶ月以内：年2.9%⇒年2.8%）

還付加算金：年1.9%⇒年1.8%